

令和 6 年度 福生市公営企業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の期間

令和 7 年 7 月 14 日から令和 7 年 8 月 20 日

第 2 審査の対象

- 1 福生市下水道事業会計資金不足比率
- 2 福生市下水道事業会計資金不足比率の算定の基礎となった関係書類

第 3 審査の手続

この公営企業会計経営健全化審査は、市長から提出をされた福生市下水道事業会計資金不足比率及びその比率の算定の基礎となった関係書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠し、適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された、次の表の資金不足比率及びその比率の算定の基礎となった関係書類は地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に従い、適正に作成されているものと認められた。

また、福生市下水道事業会計資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

(単位：%)

比 率 名	令和 6 年度	経営健全化基準	備 考
福生市下水道事業 会計資金不足比率	—	20.0	

- (注) 1 福生市下水道事業会計資金不足比率「—」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定で、福生市下水道事業会計資金不足額がないことを表している。
- 2 下水道事業会計資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられている。